

秘密保持契約書

株式会社〇〇〇〇〇〇(以下「甲」という)と株式会社〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という)は、甲が提供する顧客および商談、そのプロジェクト一切の情報に関して、次のとおり秘密保持契約を締結する。

第1条 (秘密情報)

1. 本契約に定める「秘密情報」とは、以下の情報を意味する。

- (1) 甲(以下「開示当事者」という)から開示を受け又は知り得た顧客又は経営・営業・技術・製造上の情報
但し、i) 書面又は他の有形物(電子文書等を含む)で開示された場合には、それに秘密である旨が表示され、ii) 口頭又は視覚的に開示された場合には、開示時に秘密である旨が告げられ、かつ開示から30日以内に当該情報を特定しそれが秘密である旨を記載した書面が「開示当事者」から他の当事者(以下「受領当事者」という)に交付されることを要する。
- (2) 甲乙の関係、並びに甲乙が進めようとしている事実。
- (3) 遂行の過程又は遂行の結果得られた発明・考案を含む一切の技術的成果に関わる情報。

2. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当することを甲乙が証明できる情報は「秘密情報」に含まれない。

- (1) 「開示当事者」から開示を受ける以前に、既に公知であったもの
- (2) 「開示当事者」から開示を受けた時に、既に正当に「受領当事者」が所有していたもの
- (3) 「開示当事者」から開示を受けた後、「受領当事者」の責めによらないで公知となったもの
- (4) 「開示当事者」から開示を受けた後、「受領当事者」が正当に権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) 「開示当事者」の「秘密情報」を使用することなく「受領当事者」が独自に開発したもの

3. 本契約に基づく義務は、裁判所又は行政機関の強制力ある命令によって提示を求められた「秘密情報」を、その命令に従い開示する場合には適用されない。但し、「受領当事者」から「開示当事者」に対し、事前に、かかる開示を防御・制限するための合理的機会が与えられていなければならない。

第2条 (秘密保持)

1. 「受領当事者」は、「開示当事者」から開示された「秘密情報」を、「開示当事者」の書面による事前の同意なくして他の第三者に開示又は漏洩してはならない。また、各当事者は、第1条1項に定める「秘密情報」を、甲の書面による事前の同意なくして、他の第三者に開示してはならない。
2. 「受領当事者」は、「開示当事者」から開示された「秘密情報」を「本検討」の目的のみに使用し、他の目的のために使用してはならない。
3. 「受領当事者」は、「開示当事者」から開示を受けた「秘密情報」を、善良なる管理者の注意をもって保管、管理する。
4. 「受領当事者」は、「開示当事者」から開示を受けた「秘密情報」を、事前に「開示当事者」の書面による承諾を受けることなく複製、複写しないものとする。
5. 「受領当事者」は、「開示当事者」から開示を受けた「秘密情報」を、秘密保持を義務付けられ、かつ職務遂行上当該「秘密情報」を知る必要のある自己の従業員、役員、代理人のみに、開示するものとする。

第3条 (返還)

「受領当事者」は、「開示当事者」から開示された「秘密情報」を使用する必要がなくなったとき又は本契約終了時において、「開示当事者」から要求があった場合には、「開示当事者」の指示に従い、速やかに「秘密情報」の原本及び複製、複写を返還若しくは廃棄しなければならない。廃棄の場合、「受領当事者」は廃棄したことを証明する書面を遅滞なく「開示当事者」に交付する。

第4条 (知的財産権)

甲乙は、「開示当事者」から開示を受けた「秘密情報」に基づいて発明、考案、ノウハウ、意匠の創作、著作物の創作等(以下「発明等」という)が生じたときは、速やかに「開示当事者」に通知し、当該「発明等」に基づく知的財産権の帰属及び出願等の取扱いについて、当該当事者間で協議のうえ決定する。

第5条 (損害賠償)

甲乙は、他の当事者が本契約に違反し、これにより損害を蒙った場合、当該他の当事者に対して損害賠償を請求することができる。

第6条 (有効期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から5年間とする。

第7条 (残存条項)

本契約期間満了後においても、第2条の義務は本契約終了後3年間、第3条ないし第5条の義務はそれぞれ対象事項が消滅するまで有効に存続する。また、第1条の内容は、第2条の義務を解釈する前提としてこれらの義務が消滅するまで有効に存続する。

第8条 (協議事項)

本契約書に定めのない事項、又は解釈について疑義の生じた事項については、その都度、関係当事者協議のうえ、誠意をもって解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
(会社名) ○○○○○○○○○○○○○○○○○
部署名 ○○○○○○○○
役職・氏名 ○○○○ ○○ ○○

乙 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
(会社名) ○○○○○○○○○○○○○○○○○
部署名 ○○○○○○○○
役職・氏名 ○○○○ ○○ ○○